## 建物所有者・管理者のみなさまへ



お持ちの建物

# 適切に管理していますか?



建物は管理しないと傷んできます。

所有者・管理者の不適切な管理により他人に損害を与えたときは、 所有者・管理者が責任を問われる場合があります。

周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、 問題が発生する前に適切な管理を行いましょう。

## ご注意!

著しく管理が不適切な空き家は

## 市町村から指導等される場合があります

空き家の適切な管理は、「空家等対策の推進に関する特別措置法 (特措法)」により、所有者等の責務とされています。

周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家については、特措法に 基づき特定空家等に認定され、市町村から助言・指導、勧告、命令、 代執行の措置が講じられる場合があります。

勧告を受けると固定資産税などの税金が高くなります。



### 空き家の「管理」「賃貸」「売却」 などのご相談

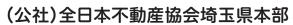
#### 空き家の持ち主応援隊

相談できるお近くの 不動産業者が見つかります



(公社)埼玉県宅地建物取引業協会

☎ 048-811-1840



© 048-866-5225





### 「相続」関係のご相談

埼玉司法書士会(総合相談センター)

面談相談 (予約制、無料)

**ବ୍ଲ 048-838-7472** 



個別対応 (要予約)

© 048-833-0900



埼玉弁護士会

面談相談 (予約制、有料)

☎ 048-710-5666



### 住宅、空き家に関する全般的なご相談

埼玉県住宅供給公社「住まい相談プラザ」 ☎ 048-658-3017



(公財)日本賃貸住宅管理協会埼玉県支部

☎ 048-615-3838









各市町村空き家担当へ



